（会社の事業計画の認可の申請）

第十条　会社は、法第二十二条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の事業計画は、法第九条の事業について、その実施の方法、事業量及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。この場合において、飛行場、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設その他の施設の新設又は改良に係る事業については、法第九条第一項各号及び第二項の事業ごとに区分したものでなければならない。

3　会社は、法第二十二条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（募集社債を引き受ける者の募集の認可の申請）

第十一条　会社は、法第二十三条第一項の規定により募集社債（会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　募集社債の総額及び各募集社債の金額

二　募集社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

三　募集社債を引き受ける者の募集の方法

四　募集社債を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

五　募集社債を引き受ける者の募集の理由

2　前項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により募集社債を引き受ける者の募集の認可を受けようとする場合について準用する。

（株式交換に際しての社債の発行の認可の申請）

第十二条　会社は、法第二十三条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　株式交換完全子会社の商号及び住所

二　株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三　株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

四　株式交換がその効力を生ずる日

五　株式交換に際して社債を発行しようとする理由

2　前項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとする場合について準用する。

（資金の借入れの認可の申請）

第十三条　会社は、法第二十三条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　借入金の額

二　借入先

三　借入金の利率、償還の方法及び期限その他の借入条件

四　借入金の使途

五　借入れの理由

2　前項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとする場合について準用する。

（会社の重要な財産）

第十四条　法第二十四条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地、建物及び構築物であってその帳簿価額が三億円以上のものとする。

（会社の重要な財産の譲渡等の認可の申請）

第十五条　会社は、法第二十四条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　譲渡しようとする財産の内容

二　譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

三　所有権以外の権利の目的となっているときは、その権利の種類

四　対価の額

五　対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件

六　譲渡の理由

2　会社は、法第二十四条の規定により重要な財産を担保に供することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　担保に供しようとする財産の内容

二　権利を取得する者の氏名又は名称及び住所

三　財産を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所

四　権利の種類

五　担保される債権の額

六　担保に供する理由

（会社の定款の変更の決議の認可の申請）

第十六条　会社は、法第二十五条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請）

第十七条　会社は、法第二十五条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の総額及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の内訳を記載した申請書に剰余金の配当その他の剰余金の処分に関する株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（会社の合併、分割又は解散の決議の認可の申請）

第十八条　会社は、法第二十五条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第三号、第六号及び第七号の事項に限る。）を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　合併の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所

二　分割の場合にあっては、分割により事業を承継する法人又は分割により設立する法人の名称及び住所

三　解散の場合にあっては、清算人の氏名及び住所

四　合併又は分割の方法及び条件

五　合併又は分割に反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数

六　合併、分割又は解散の時期

七　合併、分割又は解散の理由

2　前項の申請書には、次の書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。

一　合併、分割又は解散に関する株主総会の議事録の写し

二　合併契約又は吸収分割契約（新設分割の場合にあっては、新設分割計画）において定めた事項を記載した書類

三　合併又は分割の主要な条件の決定に関する説明書

四　合併契約又は吸収分割契約の締結（新設分割の場合にあっては、新設分割計画の作成）の時における会社の資産、負債その他の財産の状況の説明書

五　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人の定款